

## 第2章 計画の概要

### 1 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域住民や地域福祉活動団体、関係機関、学識経験者などで構成される総合企画委員会の場で、計画案の審議を行いました。

また、市で策定している桶川市地域福祉計画中間見直しの際に実施された「地域福祉に関する市民意識調査（令和元年9月）」や、市社協で実施した「関係団体アンケート調査（令和4年7月）」等の調査結果を通して、地域の生活課題の把握を進めて、計画策定に反映させております。

さらに、計画素案について、広く市民・団体・機関からの意見を募るため、パブリックコメントを実施しました。

### 2 計画の期間

計画の期間については、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。ただし、今後の社会情勢や関連法制度等による大きな変化が生じた場合には、計画期間中にあっても必要に応じて、計画の見直しを行います。

### 3 基本理念（スローガン）

#### 「みんなでたすけあい 笑顔でつながるまちづくり」

急速な少子高齢化や核家族化などにより、一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、一人親世帯が増加し、地域で孤立する人が増えることが懸念されています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、制度によるサービスを充実させるだけでなく、地域での人と人のつながりを大切にし、お互いに助け合う地域福祉の推進が求められています。

第6期活動計画においても、第5期活動計画の理念を引き継ぎ、地域

住民一人ひとりがお互い様のたすけあいの意識を持って地域福祉を推進していくため、基本理念を「みんなでたすけあい 笑顔でつながるまちづくり」とします。そして、「支え手」「受け手」という関係を超えて、すべての地域住民が「自らの事」として地域づくりに参画し、地域を共に創っていく、地域共生社会の実現を目指します。

## 4 基本計画

基本理念を実現していくための方向性として、4つの基本計画を定めます。

### 1 住んでいる地域を大切に

身近な地域での人と人とのつながりや、地域の中でのたすけあいを進めることによって、地域住民が自分の住んでいる地域を大切に思うことができる地域づくりを進めます。

### 2 できることをできるときに

今まで地域活動に関心がなかった人や関わる機会がなかった人が参加するきっかけをもち、できることをできるときにできる範囲でやってみようと、活動意欲を育めるような地域づくりを進めます。

### 3 地域で安心して暮らすために

地域住民一人ひとりが、自分の住み慣れた地域で安心した生活を過ごすことができる地域づくりを進めるため、総合相談、生活支援サービス、権利擁護支援など、暮らしを支えるサービスの充実を図ります。

### 4 地域福祉推進体制の強化

地域福祉活動の環境を整備し基盤強化を目指すため、様々な主体による地域貢献活動を通して地域資源の拡充を図りつつ、中核的存在の市社協の組織強化を進めます。